

**令和元年度
意匠審査の質についての
ユーザー評価調査報告書**

**令和元年 9 月
特許庁**

目次

1. はじめに	2
2. 本調査の概要	3
(1) 本調査の目的	3
(2) 調査方法	3
①調査方法の概要	3
②調査対象	3
③調査票	3
(3) 回答率	4
3. 集計結果	6
(1) 意匠審査全般の質に関する（A票）の集計結果	6
①意匠審査に関する質全般の評価（全体評価）について	6
②意匠審査の質に関する個別項目の評価について	7
③他国特許庁との比較について	12
④意匠審査の質に関するコメントについて	13
(2) 特定の意匠登録出願における審査の質に関する調査（B票）の集計結果	14
①特定の案件における意匠審査の質全般の評価（全体評価）について	14
②上位評価における意匠審査の質に満足している理由について	15
③下位評価における意匠審査の質に不満がある理由について	17
④最終処分別評価	19
4. 集計分析	23
(1) 分析手法	23
(2) 分析結果	23
(3) 評価の向上に向けて取組むべき項目	25
①昨年度からの取組に対する効果	25
②今後取組むべき項目	25
5. 今後のユーザー評価調査に向けて	27
（付録）令和元年度調査票	28

1. はじめに

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。そして、質の高い意匠権を設定するには、意匠審査において、ユーザー（出願人や権利行使の対象となり得る第三者等）のニーズや期待を適切に把握した上で、意匠審査の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。

このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「意匠審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を平成26年8月に公表しました。当該品質ポリシーでは、品質管理の6つの基本原則の1つに、「幅広いニーズや期待に応えます」と掲げています。

また、意匠審査の品質検証のための取組を着実に実施するためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そのため、特許庁では、特許分野において平成24年度からユーザー評価調査を開始し、意匠分野においても同様の取組を平成27年度から実施し、調査結果の品質管理施策への反映に努めています。

5年目となる令和元年度の調査では、意匠審査についての具体的なニーズや期待についての経年変化が把握しやすくなるよう、調査手法に改善を加えています。

本調査結果は、多くのユーザーの協力の下に得られた貴重な情報であることから、特許庁は、本調査結果に基づいて、審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組めます。

以下、本調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告します。

2. 本調査の概要

(1) 本調査の目的

本調査は、意匠審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、意匠審査業務の評価（CHECK）として位置付けられます。本調査は、意匠審査の改善点を、ユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的としています。

(2) 調査方法

①調査方法の概要

出願数上位の国内外の出願人、代理人を中心に選定した調査対象者（下記②）に調査票を送付し、ユーザーからの評価を調査しました。調査票はA票・B票の2種類からなり、A票は出願を特定せず、平成30年度の意匠審査の質全般についてのユーザーの評価を調査するものです。B票は特定の出願における意匠審査の質についてのユーザーの評価を調査するものです。（下記③）

回答期間は約1か月半とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。

②調査対象

調査対象者は、意匠登録出願に係る出願人（在外出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表1に記載のとおりです。

【表1】 調査対象者・調査対象案件の選定方法

項 目		内 容
調査対象者	国内出願	平成29～30年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の内国出願人
	外国出願	平成29～30年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の在外出願人
個別出願の意匠審査についての調査対象案件の抽出方法		調査対象者による意匠登録出願のうち、1～2年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、調査対象者の任意により抽出
調査対象者数		合計349者

③調査票

本年度も以下の表2の通り、2種類の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

【表2】 調査票の種類

A票	意匠審査全般の質についての調査	各対象者に一部ずつ配付
B票	特定の出願における意匠審査の質についての調査（任意回答）	各対象者に一部ずつ配付

なお、A票については、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

調査票における各項目の内容に応じて、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の5段階評価にて回答を依頼しました。

また、自由記入欄を設けて、「不満」または「比較的不満」の理由やその他ご意見・ご要望の記入を依頼しました。

（３）回答率

調査票の回答率は、以下のとおりです。

A票回答率：89.7%（回答数：313件（内国出願人254件、在外出願人53件、無記名6件））

B票回答率：58.5%（回答数：204件（内国出願人164件、在外出願人39件、無記名1件））

《参考：昨年度の回答率》

A票回答率：91.4%（回答数：318件（内国出願人262件、在外出願人46件、無記名10件））

B票回答率：64.7%（回答数：225件（内国出願人187件、在外出願人36件、無記名2件））

なお、B票の回答率がA票回答率よりも低くなっていますが、B票については、回答可能な場合は特定の出願を回答者を選んで記載をして頂く、任意回答であることに起因していると考えられます。

【表3】 調査票の回答結果

	配付済	回答済	回答率	(参考) 平成30年度 回答率	(参考) 平成29年度 回答率
A票	349件	313件	89.7%	91.4%	88.6%
B票(任意回答)	349件	204件	58.5%	64.7%	69.6%

【表4】 内国出願人及び在外出願人における回収結果 A票(括弧内は昨年度)

	内国出願人	在外出願人	無記名	合計
アンケート送付件数	296	53	—	349(348)
アンケート回収件数	254	53	6	313(318)
回収率	85.8%	100.0%	—	89.7%(91.4%)

【表5】 内国出願人及び在外出願人における回収結果 B 票(括弧内は昨年度)

	内国出願人	在外出願人	無記名	合計
アンケート送付件数	296	53	—	349(348)
アンケート回収件数	164	39	1	204(225)
回収率	55.4%	75.0%	—	58.6%(64.7%)

【表6】 内国出願人の企業規模別回答結果

	大企業	中小企業 ¹	合計
アンケート送付件数	229	67	296
アンケート回収件数	200	54	254
回収率	87.3%	80.6%	85.8%

【表7】 A票回答者の意匠分類グループ内訳

属性		A票	
	意匠分類グループ ²	回答者数	割合
内国 出願人	A 製造食品及び嗜好品	1	0.4%
	B 衣服及び身の回り品	14	5.5%
	C 生活用品	22	8.7%
	D 住宅設備用品	19	7.5%
	E 趣味娯楽用品及び運動競技用品	9	3.5%
	F 事務用品及び販売用品	34	13.4%
	G 運輸又は運搬機械	28	11.0%
	H 電気電子機械器具及び通信機械器具	41	16.1%
	J 一般機械器具	28	11.0%
	K 産業機械器具	21	8.3%
	L 土木建築用品	27	10.6%
	M A～L に属さないその他の基礎製品	10	3.9%
在外出願人		53	—
無記名		6	—
合計		313	100.0%

¹中小企業基本法第2条第5項を基礎として、資本金の額が3億円以下並びに従業員数が300人以下を中小企業としてカウントしています。

² 調査対象者である国内出願人が複数の意匠分類グループに出願している場合、平成28年～29年に最も出願件数の多かった意匠分類グループにカウントしています。

3. 集計結果

（１）意匠審査全般の質に関する（Ａ票）の集計結果

①意匠審査に関する質全般の評価（全体評価）について

表 8 及び図 1³は、平成 27 年度の調査開始時からの全体評価について、5 段階評価を集計したものです。本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示します。各年度の調査は「昨年度の審査の質についての評価」を問うものなので、例えば「令和元年度調査」は「平成 30 年度の審査の質についての評価」を調査するものです。

今年度は「満足」と「比較的満足」の評価（以下、上位評価）を合わせると 59.1%（昨年度 59.5%）であり、特に「満足」との最上位評価は 17.6%に増加しました。また、「不満」と「比較的不満」の評価（以下、下位評価）の割合は 4.9%で（昨年度 3.5%）でした。

【表 8】 全体評価

5 段階評価	回答数	割合	（参考） 平成 30 年度 回答数	割合	（参考） 平成 29 年度 回答数	割合
満足	54	17.6%	43	13.6%	36	11.5%
比較的満足	127	41.5%	145	45.9%	145	46.5%
普通	110	35.9%	117	37.0%	121	38.8%
比較的不満	15	4.9%	11	3.5%	9	2.9%
不満	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
無回答	7	—	2	—	0	—
合計	313	100.0%	318	100.0%	312	100.0%

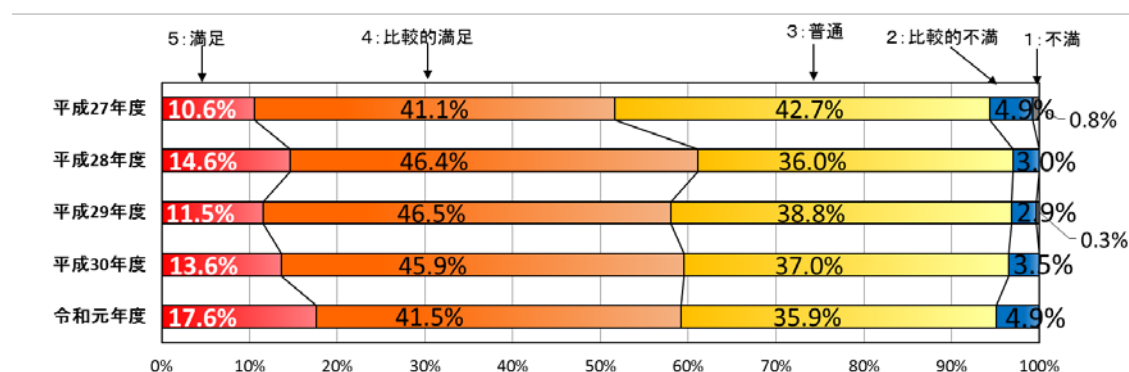


図 1 全体評価

³ 当報告書においては、「無回答」及び「やりとりを行なった経験がない／わからない」という回答を除いて各回答割合を示しています。

②意匠審査の質に関する個別項目の評価について⁴

昨年度と同様に、意匠審査に関する以下の7つの個別項目について、5段階評価で集計しました。

- ・『拒絶理由通知等の記載』
- ・『拒絶査定に記載』
- ・『判断の均質性』
- ・『先行意匠調査』
- ・『専門知識レベル』
- ・『コミュニケーション』
- ・『国際意匠登録出願』

7つの項目中、昨年度よりも評価が向上したのは主に以下の項目でした。

『先行意匠調査』 : 上位評価 +5.3 ポイント、
『拒絶査定に記載』 : 上位評価 +2.5 ポイント
『国際意匠登録出願』 : 下位評価 -7.8 ポイント

一方で、評価が下降したのは主に以下の項目でした。

『専門知識レベル』 : 上位評価 -4.7 ポイント、
下位評価 +4.1 ポイント
『コミュニケーション』 : 上位評価 -4.2 ポイント、
『拒絶理由通知等の記載』 : 上位評価 -2.6 ポイント

特に、『国際意匠登録出願』は、平成28年度以降評価が向上しており、今年度は昨年度と比較して下位評価が大幅に減少して、3.2%となりました。

なお、『コミュニケーション』について、昨年度に比べて「満足」と「比較的満足」を加えた上位評価は約4%減少していますが、最上位評価である「満足」は0.3%増加していることから、上位評価の減少は「普通」との回答が20.9%から23.5%に増加したことが主要因であると考えられます。

⁴「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計をしました。

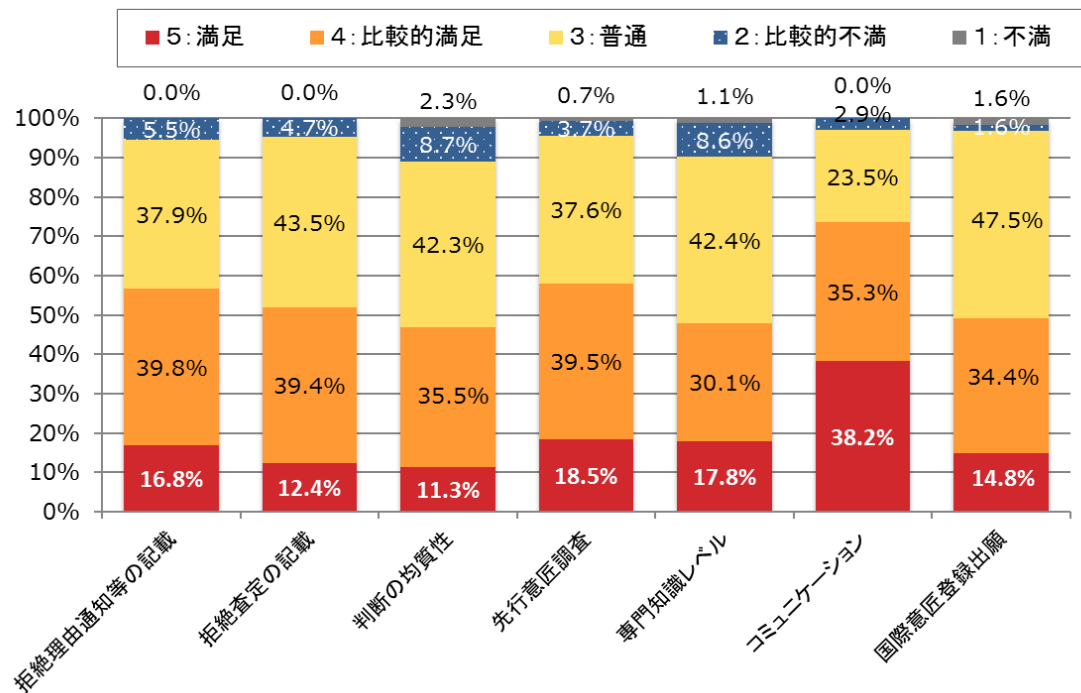


図2 個別項目への評価の割合

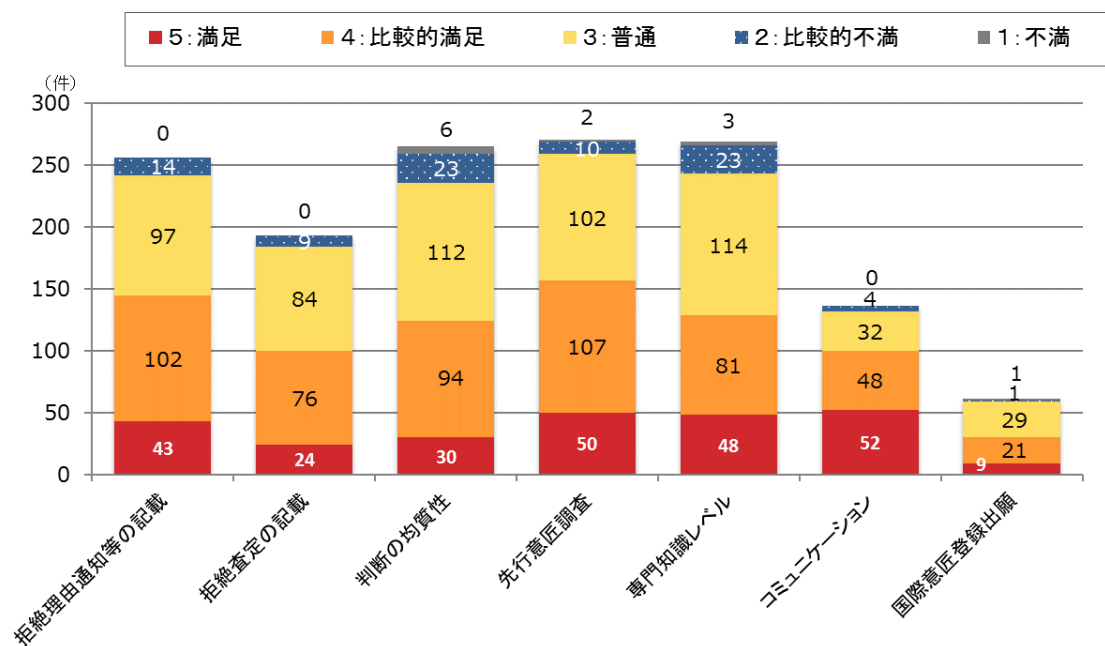


図3 個別項目への評価の度数分布

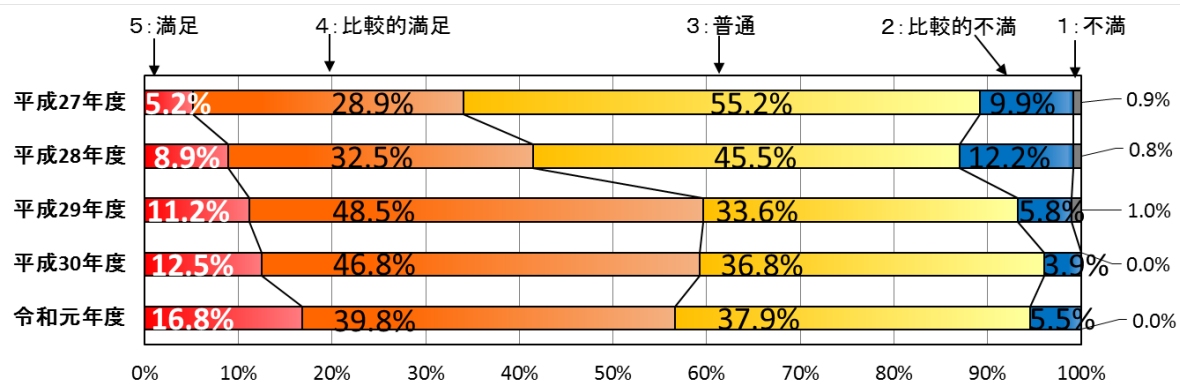


図4 拒絶理由通知等の記載

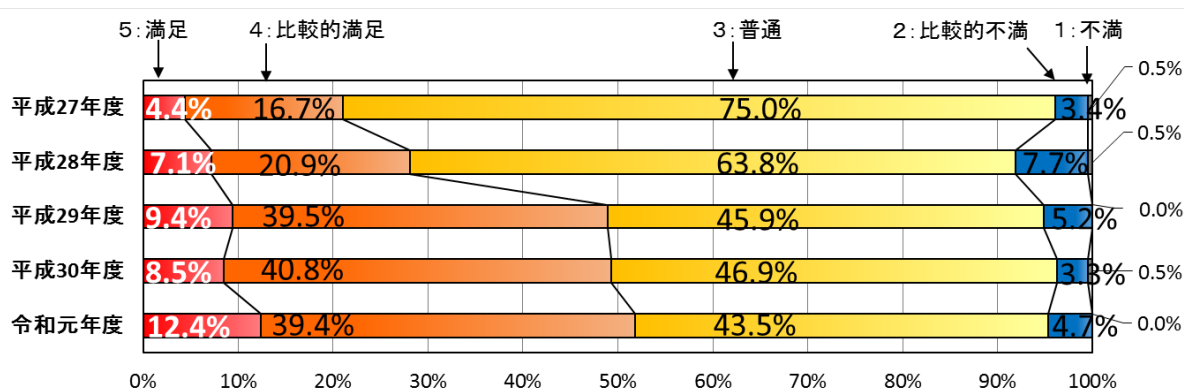


図5 拒絶査定の記載

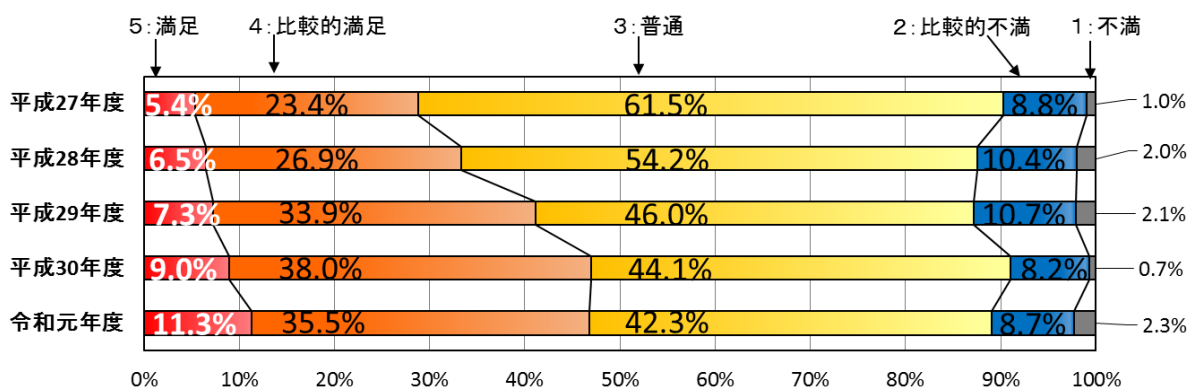


図6 判断の均質性

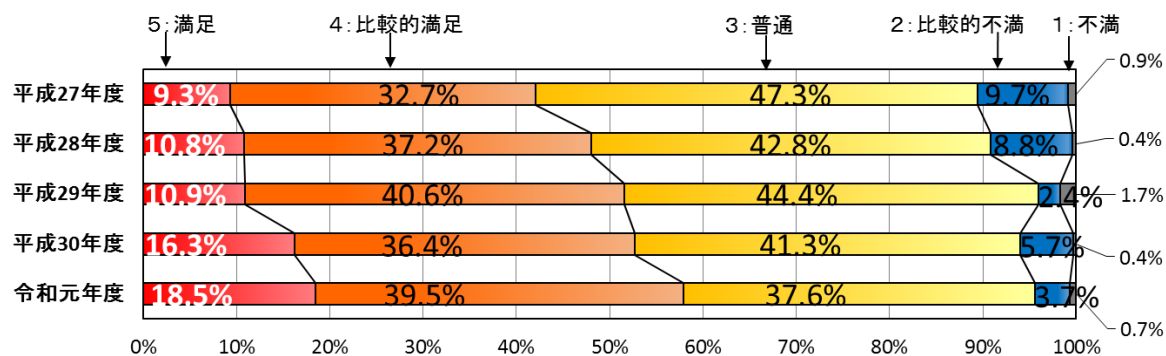


図7 先行意匠調査

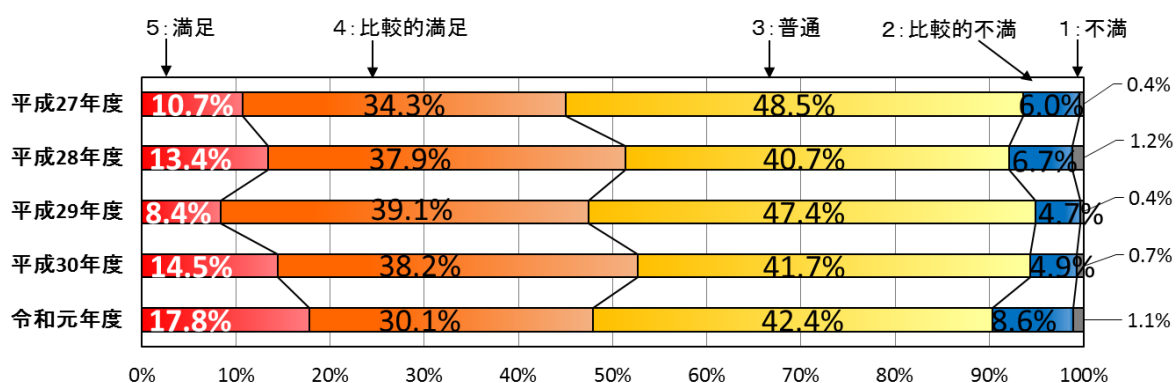


図8 専門知識レベル

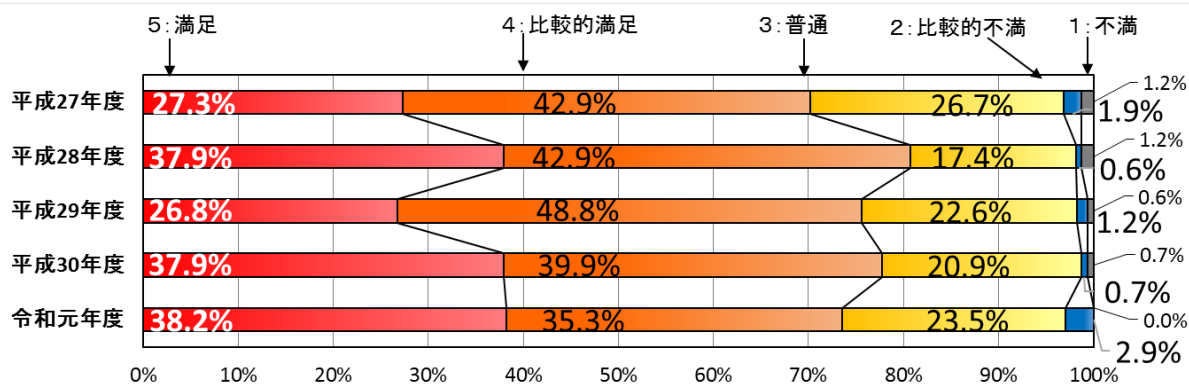


図9 コミュニケーション

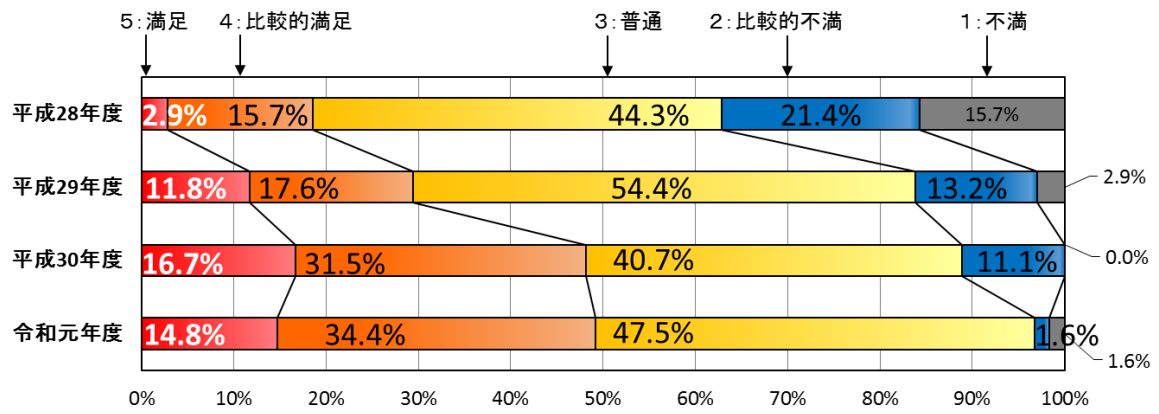


図 1 0 国際意匠登録出願

③他国特許庁との比較について

(i) 他国特許庁よりも優れていると感じる点

表9は、意匠審査の質に関して、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点について、複数の項目から選択し項目ごとに集計したものです。

『実体審査の実施』の項目に対する回答が最も多くなり、次いで『拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載の分かりやすさ』の項目が多くなりました。

【表9】 他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点

有効回答	回答数
実体審査の実施	136
拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載の分かりやすさ	74
拒絶査定の記載の分かりやすさ	27
判断の均質性について	54
サーチ(先行意匠調査)の的確性について	63
意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル	33
電話、面接等における審査官とのコミュニケーション	46
その他の点	3
他国の特許庁で審査を受けた経験がない	25
特に感じる点はない	56

(ii) サーチに関する米・韓の特許庁との比較

表10は、米国・韓国の特許庁(USPTO、KIPO)が日本国特許庁よりも適切な引例が提示される頻度について、3段階評価で集計したものです。

USPTOやKIPOにおいて日本国特許庁よりも適切な引例が提示される頻度については『ほとんど提示されない』という回答が最も多くなりました。

【表10】 日本国特許庁よりも適切な引例が提示される頻度

	ほとんど提示されない	時々提示される	よく提示される
USPTO	105	21	2
KIPO	61	13	2

④意匠審査の質に関するコメントについて

図 1 1 は、意匠審査に関する全体としての質及び個別項目の質の自由記載欄におけるコメントの件数を分類して集計したものです。

『判断の均質性』に関するコメントが最も多く（16 件）、次に『意匠審査の質』（14 件）、『拒絶理由通知等の記載』（13 件）という順になりました。

『意匠審査の質』、『コミュニケーション』に対しては肯定的な意見が多く寄せられました。一方で、『拒絶理由通知等の記載』、『判断の均質性』に対しては否定的意見も寄せられ、特に『拒絶理由通知等の記載』については、創作非容易性の判断におけるありふれた手法の証拠の提示がない、類否判断における判断根拠の記載が不十分な場合があるといった意見がみられました。

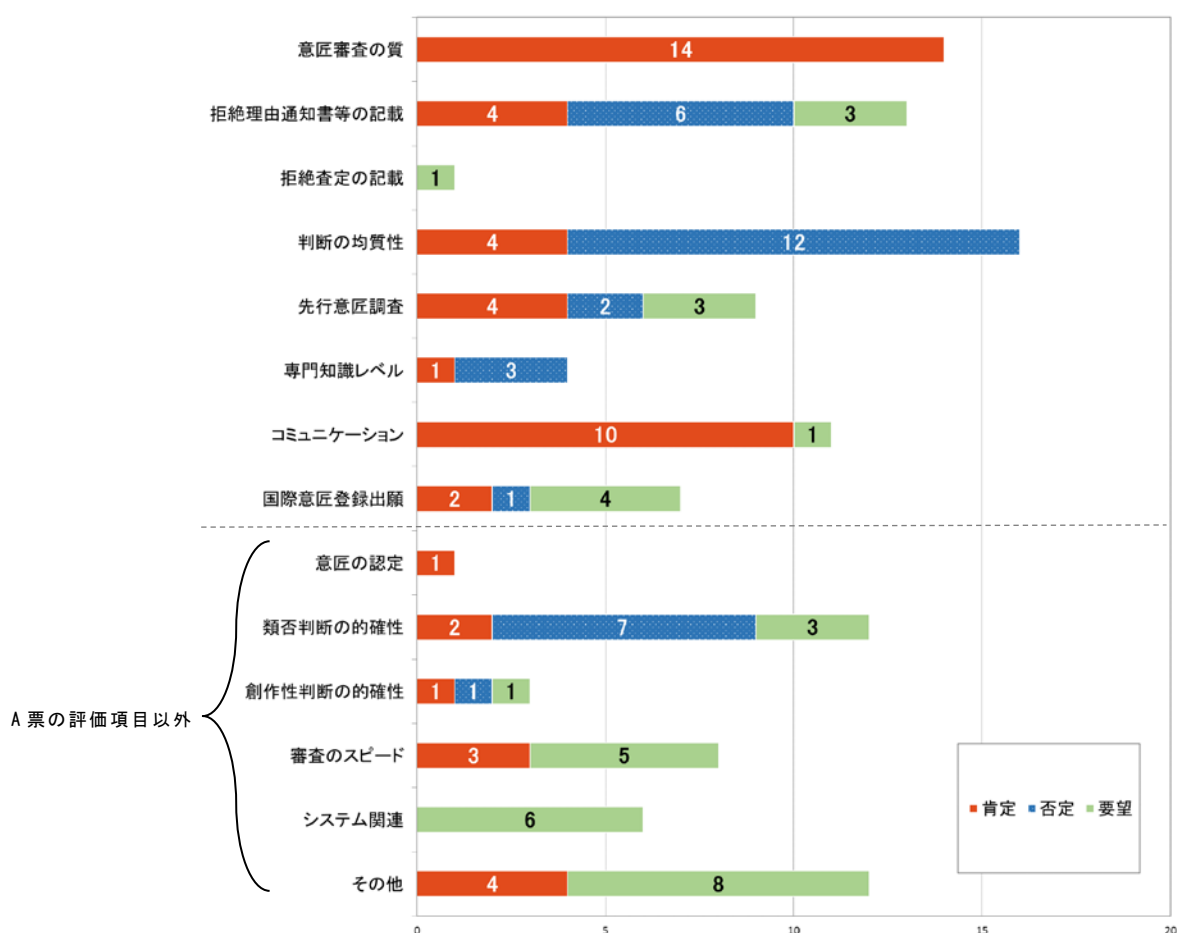


図 1 1 自由記載欄のコメントの内訳

（２）特定の意匠登録出願^５における審査の質に関する調査（Ｂ票）の集計結果

ここ１～２年のうちに出願された意匠登録出願の中で、最終処分が確定したものについて、審査の質に関してお答えいただける場合に、回答者自らが任意の案件を選択し、出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品を記入の上、回答いただきました。

①特定の案件における意匠審査の質全般の評価（全体評価）について

表１１は、特定の案件における全体評価について、５段階評価で集計したものです。

上位評価の割合が 56.2%であり、過半数を占めました。また、下位評価の割合は 23.4%でした。

【表１１】 特定の意匠登録出願における全体評価

５段階評価	回答数	割合	(参考) 平成30年度 回答数	(参考) 平成29年度 回答数	(参考) 平成28年度 回答数	(参考) 平成27年度 回答数
満足	54	28.1%	76	83	53	42
比較的満足	54	28.1%	65	69	50	40
普通	39	20.3%	39	39	27	21
比較的不満	29	15.1%	33	42	32	32
不満	16	8.3%	11	9	10	9
無回答	12	-	1	3	2	—
合計	204	100.0%	225	245	174	144

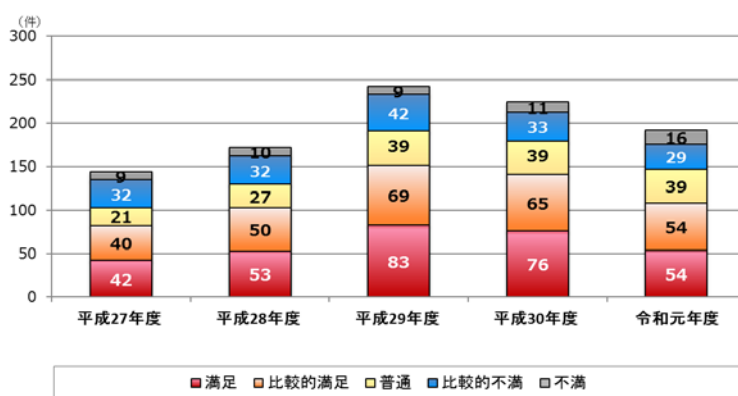


図 1 2 特定の意匠登録出願における全体評価

^５ 意匠のユーザー評価調査では、Ｂ票における調査対象案件は回答者自らが自己の案件から選び、回答していただきました。

②上位評価における意匠審査の質に満足している理由について

表12は、上位評価における満足した理由について、複数の項目から選択し、項目ごとに集計したものです。また、図13は、自由記載欄に記入いただいた満足した具体的理由を分類して集計したものです。

『拒絶理由通知の分かりやすさ』の項目に対する回答が最も多く、次いで『サーチの的確性』の項目に対する回答が多くなっています。

自由記載欄における意見としては、『コミュニケーション』に関して面接や電話にて審査官の考えが理解できたことや、『拒絶理由通知のわかりやすさ』に関して根拠や補正の示唆が明記されていて分かりやすかった、といった意見が寄せられました。

【表12】上位評価における満足している理由（選択式）

項目	回答数	割合
拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の分かりやすさ	48	25.7%
拒絶査定の記載の分かりやすさ	9	4.8%
判断の均質性について	23	12.3%
サーチ(先行意匠調査)の的確性について	42	22.5%
意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル	30	16.0%
面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	22	11.8%
その他	13	7.0%
合計	187	100%

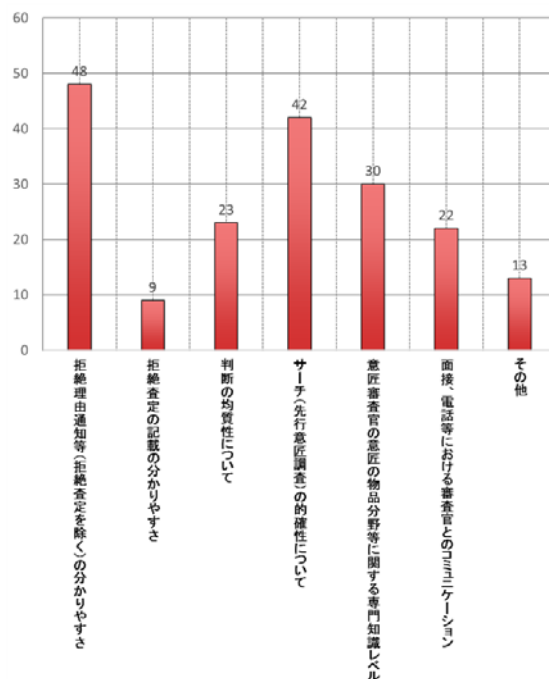


図13 上位評価における満足している理由（選択式）

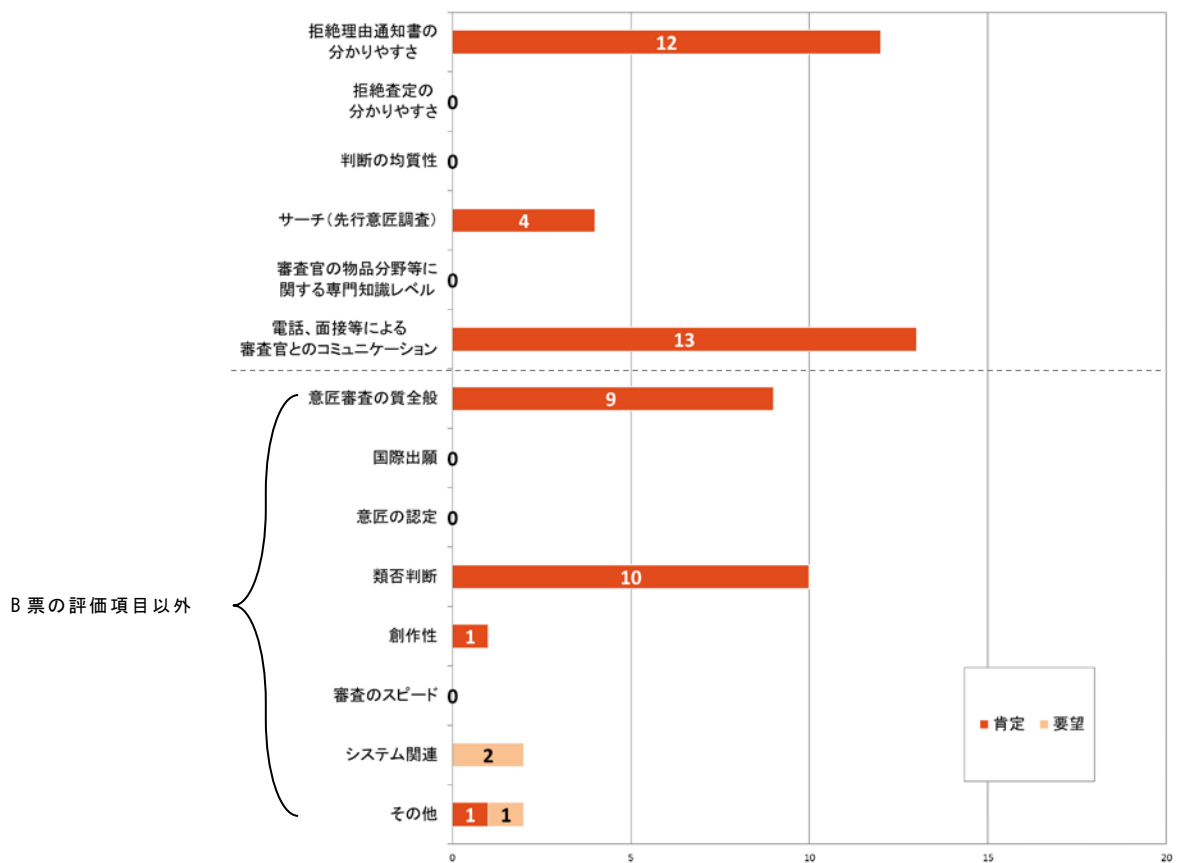


図 1 4 上位評価における満足した理由の内訳（自由記載欄）

③下位評価における意匠審査の質に不満がある理由について

表13は、下位評価における不満がある理由について、その案件の処理（拒絶理由・登録査定・拒絶査定）ごとに、複数の項目から選択し、項目ごとに集計したものです。また、図16は、自由記載欄に記入いただいた不満がある具体的な理由を分類して集計したものです。

拒絶理由通知に関する回答が最も多く、不満がある理由として『拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない』、『その他』の割合が高くなっています。

自由記載欄における意見としては、「類否判断における要部認定及び類似範囲」及び、「関連意匠が本意匠と類似するか否かの判断」における審査官と出願人の認識のずれに関するものがみられました。また、自由記載欄における意見の内容から、上述の表13における『その他』の割合が高い理由として、審査官の判断に不満がある場合に『その他』が選択されていると考えられます。

【表13】下位評価における不満がある理由（選択式）

不満がある理由	拒絶理由通知	登録査定	拒絶査定	(平成30年度) 拒絶理由通知	(平成30年度) 登録査定	(平成30年度) 拒絶査定
拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない	11(22%)	0(0%)	1(6%)	15(32%)	1(13%)	4(15%)
拒絶査定に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない	-	-	3(17%)	-	-	7(26%)
工業上の利用可能性、「意匠」に該当するか否か(第3条1項柱書)に関する説明が十分ではない	1(2%)	0(0%)	0(0%)	2(4%)	0(0%)	0(0%)
新規性を欠いている理由についての説明が十分ではない	6(12%)	0(0%)	2(11%)	4(9%)	0(0%)	4(15%)
創作性を欠いている理由についての説明が十分ではない	3(6%)	0(0%)	1(6%)	1(2%)	1(13%)	2(7%)
創作性における判断の基礎となる資料が必要以上に多く提示されている	1(2%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
サーチ範囲・サーチ結果に不満がある	2(4%)	0(0%)	0(0%)	1(2%)	1(13%)	2(7%)
登録公報に掲載された参考文献が必要以上に多く提示されている	-	0(0%)	-	-	0(0%)	-
登録公報に掲載された参考文献が少なすぎる	-	1(17%)	-	-	0(0%)	-
面接、電話等における審査官とのコミュニケーションに不満がある	4(8%)	0(0%)	2(11%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
その他	22(44%)	5(83%)	9(50%)	24(51%)	5(63%)	8(30%)
合計件数(割合)	50(100%)	6(100%)	18(100%)	47(100%)	8(100%)	27(100%)

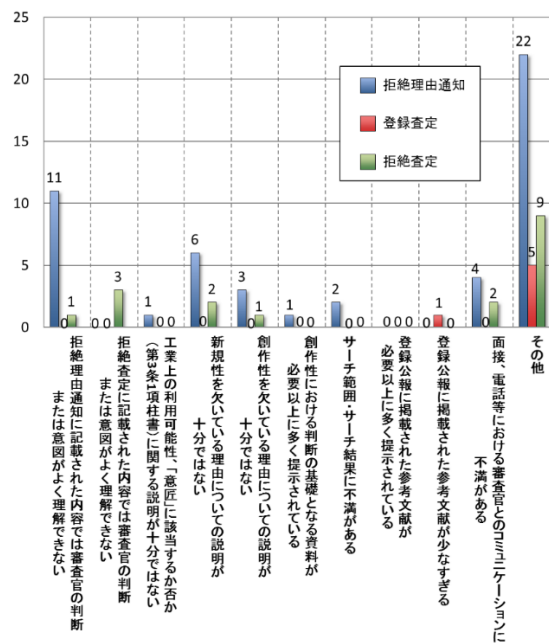


図 1 5 下位評価における不満がある理由（選択式）

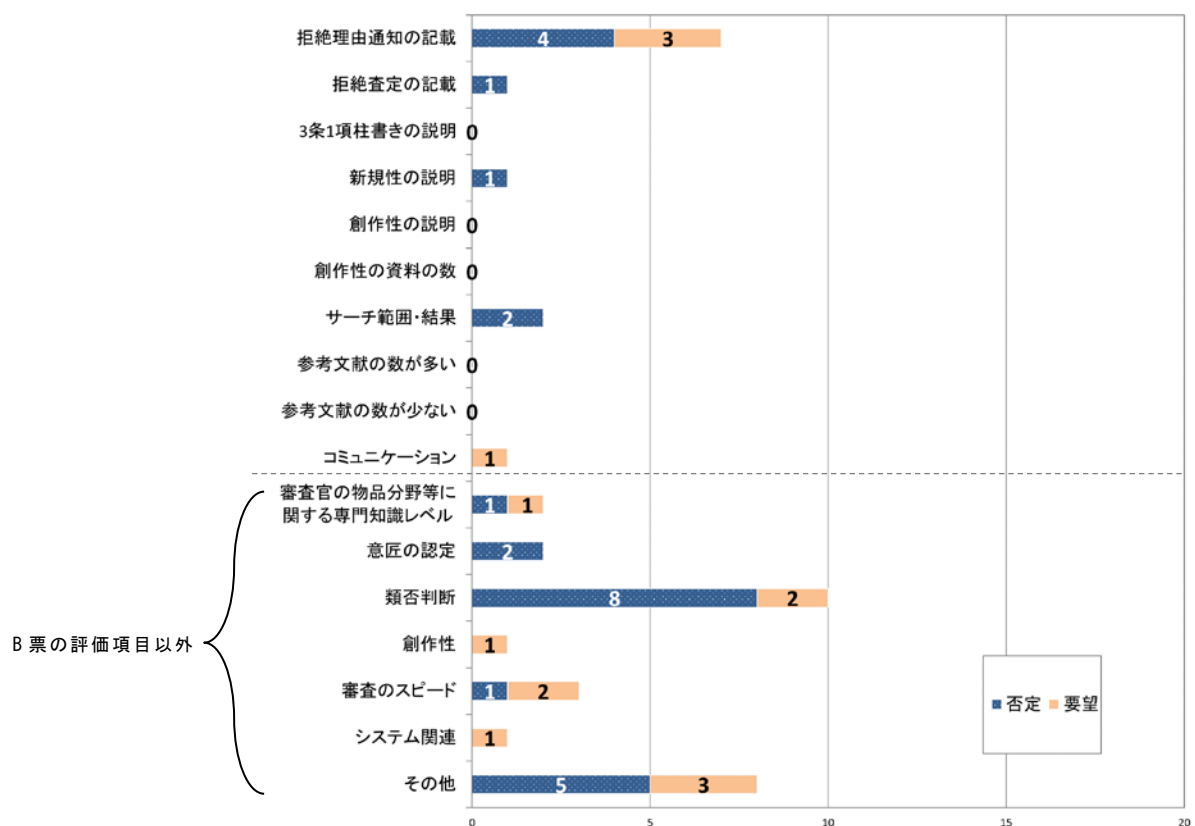


図 1 6 下位評価における不満がある理由の内訳（自由記載欄）

④最終処分別評価

表 1 4 から表 1 6 は、特定の意匠登録出願における全体評価を、最終処分別に集計したものです。また、図 1 7 ～ 1 9 は、自由記載欄に記入いただいた具体的な理由を分類して最終処分別に集計したものです。

ここで、最終処分とは、以下の 3 種類を表しています。

「即登録査定」：拒絶理由が通知されることなく、登録査定がなされた。

「意見後登録査定」：拒絶理由が通知されたものの、その後、意見書や手続補正書の提出により当該理由が解消したことによって、登録査定がなされた。

「拒絶査定」：拒絶査定がなされた。

「即登録査定」については、上位評価の割合が 63.5%でした。また、下位評価の割合が 4.8%でした。

「意見後登録査定」については、上位評価の割合が 61.4%でした。また、下位評価の割合は 25.3%でした。

「拒絶査定」については、上位評価の割合が 38.2%でした。また、下位評価の割合は 53.0%でした。

自由記載欄の意見から、「意見後登録査定」における上位評価の理由としては、意見書の主張が採用されたことだけではなく、拒絶理由通知書の記載が分かりやすかったこと、特に補正に関する示唆が的確であったこと及び審査官とのコミュニケーションが円滑に行えたこと等が考えられます。

「意見後登録査定」や「拒絶査定」における下位評価の理由としては、類否判断における要部認定及び類似範囲における審査官と出願人の認識のずれに関するものがみられました。

【表14】 全体評価(即登録査定)

5段階評価	回答数	割合	(参考) 平成30年度の 回答数	割合
満足	26	41.3%	27	38.6%
比較的満足	14	22.2%	17	24.3%
普通	20	31.7%	21	30.0%
比較的不満	0	0.0%	2	2.9%
不満	3	4.8%	3	4.3%
無回答	2	—	0	—
合計	65	100.0%	70	100.0%

【表15】 全体評価(意見後登録査定)

5段階評価	回答数	割合	(参考) 平成30年度の 回答数	割合
満足	24	28.9%	39	39.8%
比較的満足	27	32.5%	32	32.7%
普通	11	13.3%	8	8.2%
比較的不満	16	19.3%	14	14.3%
不満	5	6.0%	5	5.1%
無回答	0	—	1	—
合計	83	100.0%	99	100.0%

【表16】 全体評価(拒絶査定)

5段階評価	回答数	割合	(参考) 平成30年度の 回答数	割合
満足	3	8.8%	10	20.4%
比較的満足	10	29.4%	14	28.6%
普通	3	8.8%	6	12.2%
比較的不満	11	32.4%	16	32.7%
不満	7	20.6%	3	6.1%
無回答	0	—	0	—
合計	34	100.0%	49	100.0%

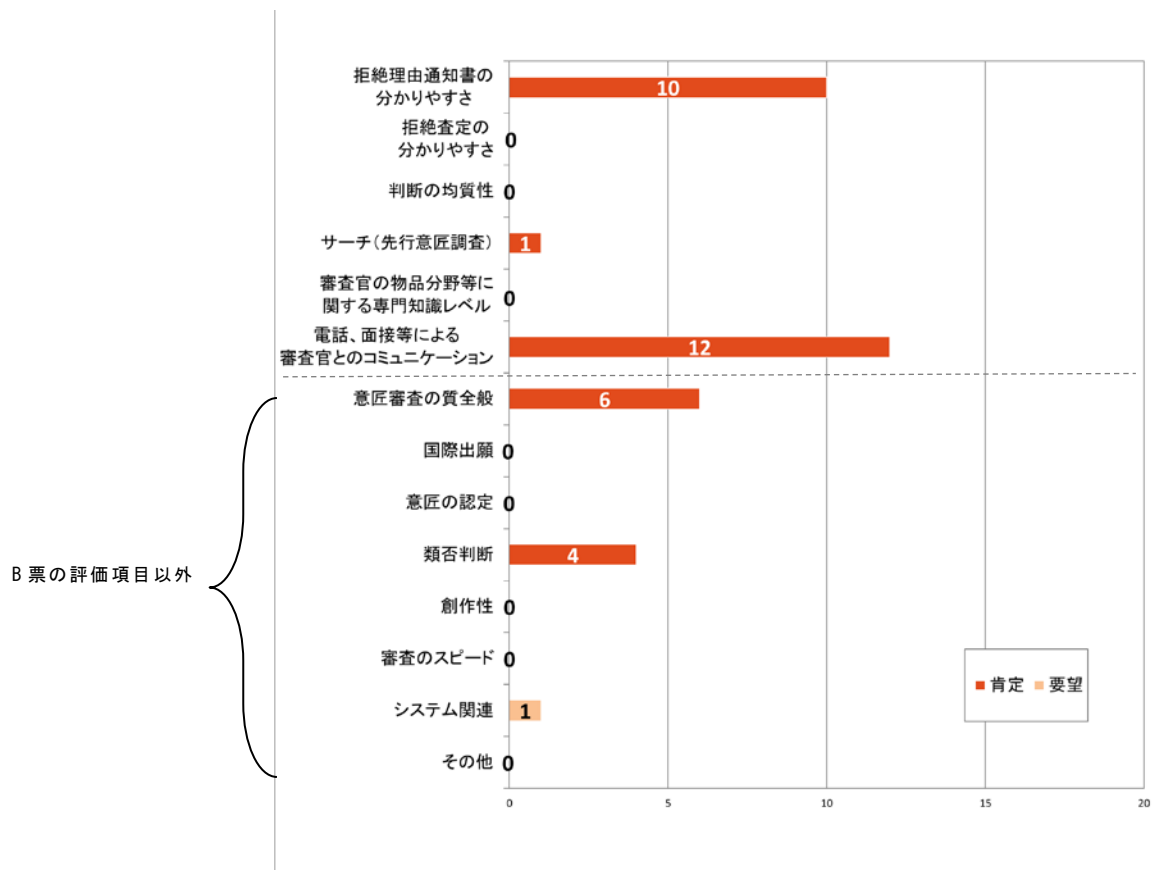


図 1 7 意見後登録査定案件における上位評価の満足した理由の内訳（自由記載欄）

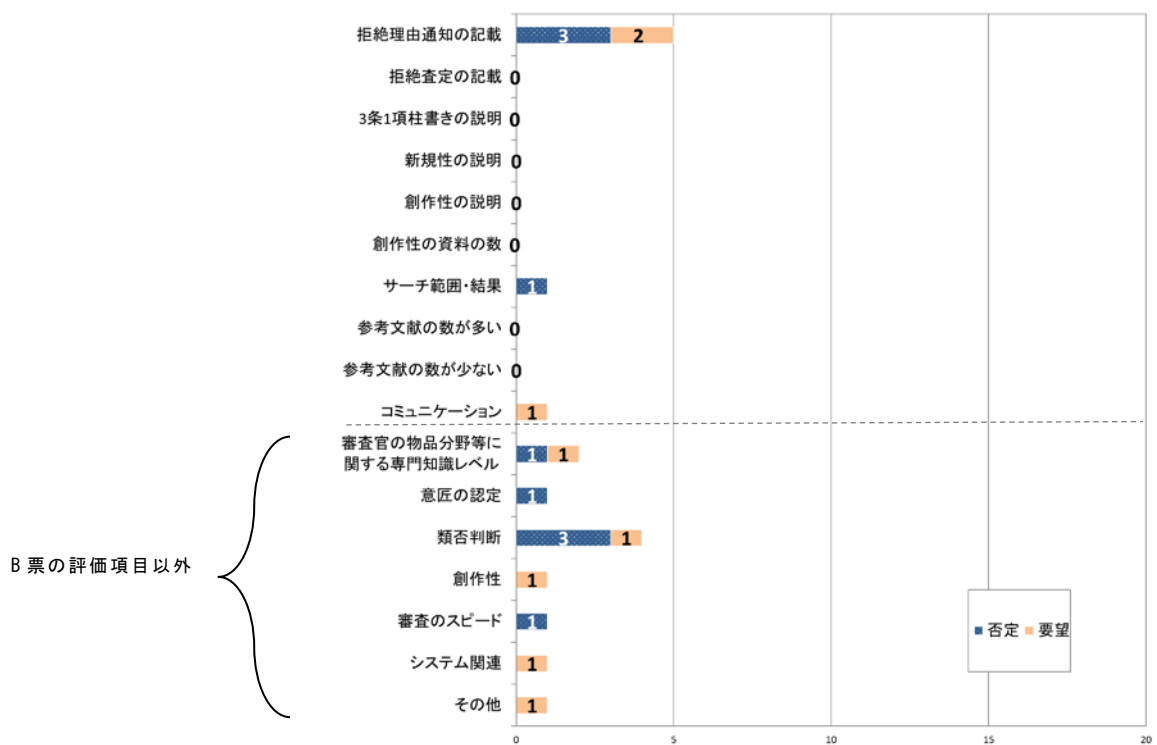


図 1 8 意見後登録査定案件における下位評価の理由の内訳（自由記載欄）

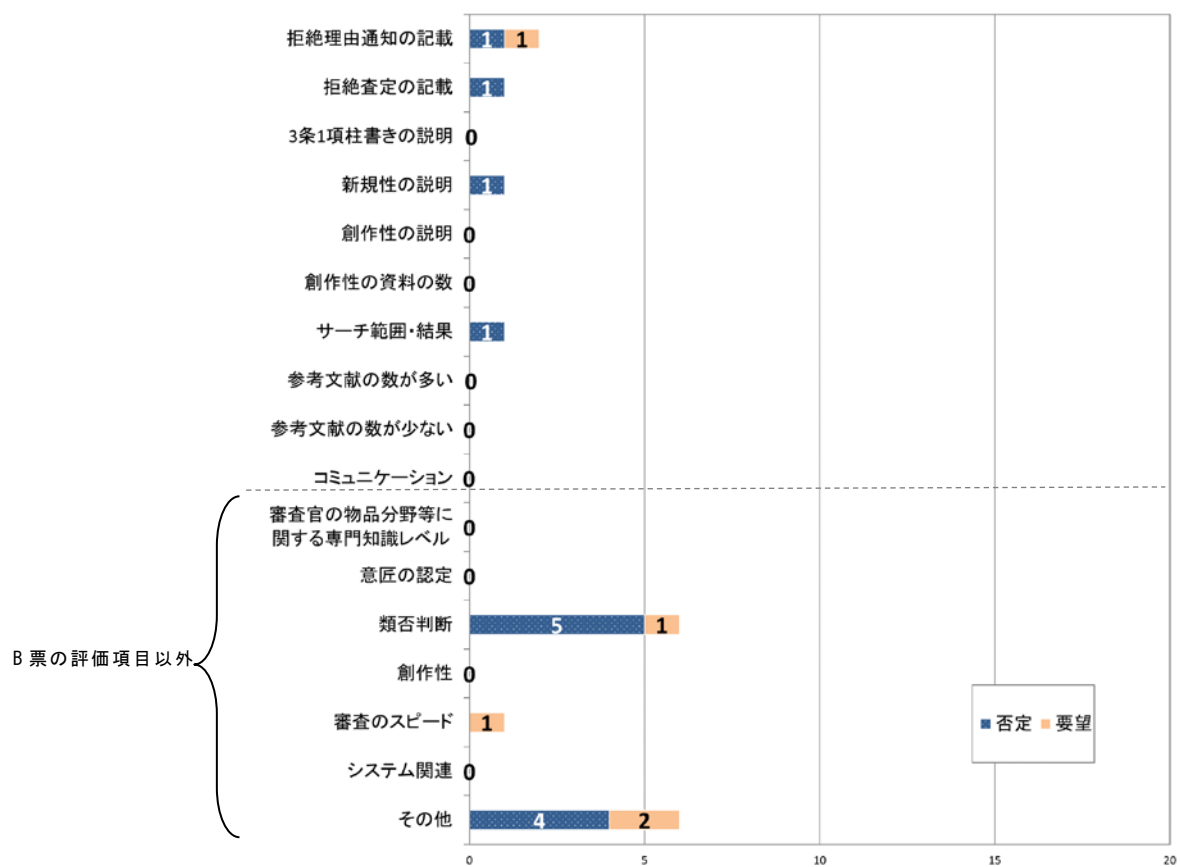


図 1 9 拒絶査定案件における下位評価の理由の内訳（自由記載欄）

4. 集計分析

(1) 分析手法

意匠審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくにあたり、注力すべき項目を検討するため、個別項目に対する評価の意匠審査の質全般の評価に対する影響について分析しました。分析方法としては、意匠審査の質全般に対する評価と、個別項目の評価との間における相関関係の大きさを示す係数（相関係数）を取得することにより行いました。

(2) 分析結果

① 意匠審査に関する全体評価と個別項目との相関

表17及び図20は、「各個別項目の評価の平均値」と「個別項目の評価及び全体評価」の相関係数を示したものです。

相関係数が高い項目は、『拒絶理由通知等の記載（相関係数 0.70）』、『専門知識レベル（相関係数 0.66）』、『先行意匠調査（相関係数 0.66）』、『判断の均質性（相関係数 0.62）』となっています。これらの項目はここ数年いずれも一定の相関が認められる 0.5 以上を維持しており、全体評価に大きく影響する項目といえます。

『国際意匠登録出願』については、相関係数が増加しており、全体評価への影響が大きくなっています。この項目の調査を開始した平成 28 年度以降、評価の平均値が増加し続けており、今年度は他の項目と同程度になりました。平均値の増加は、特に、下位評価の大幅な減少（11.1%→3.2%）が影響しているものと考えられます（図10）。

【表17】 個別項目の評価の平均値及びこれらの全体評価との相関係数⁶

評価項目	評 価（平均）		全体評価との相関係数	
	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度
拒絶理由通知等の記載	3.68	3.66	0.70	0.66
拒絶査定に記載	3.60	3.51	0.59	0.57
判断の均質性	3.45	3.43	0.62	0.64
先行意匠調査	3.71	3.62	0.66	0.69
専門知識レベル	3.55	3.59	0.66	0.68
コミュニケーション	4.09	4.13	0.50	0.52
国際意匠登録出願	3.59	3.48	0.49	0.43

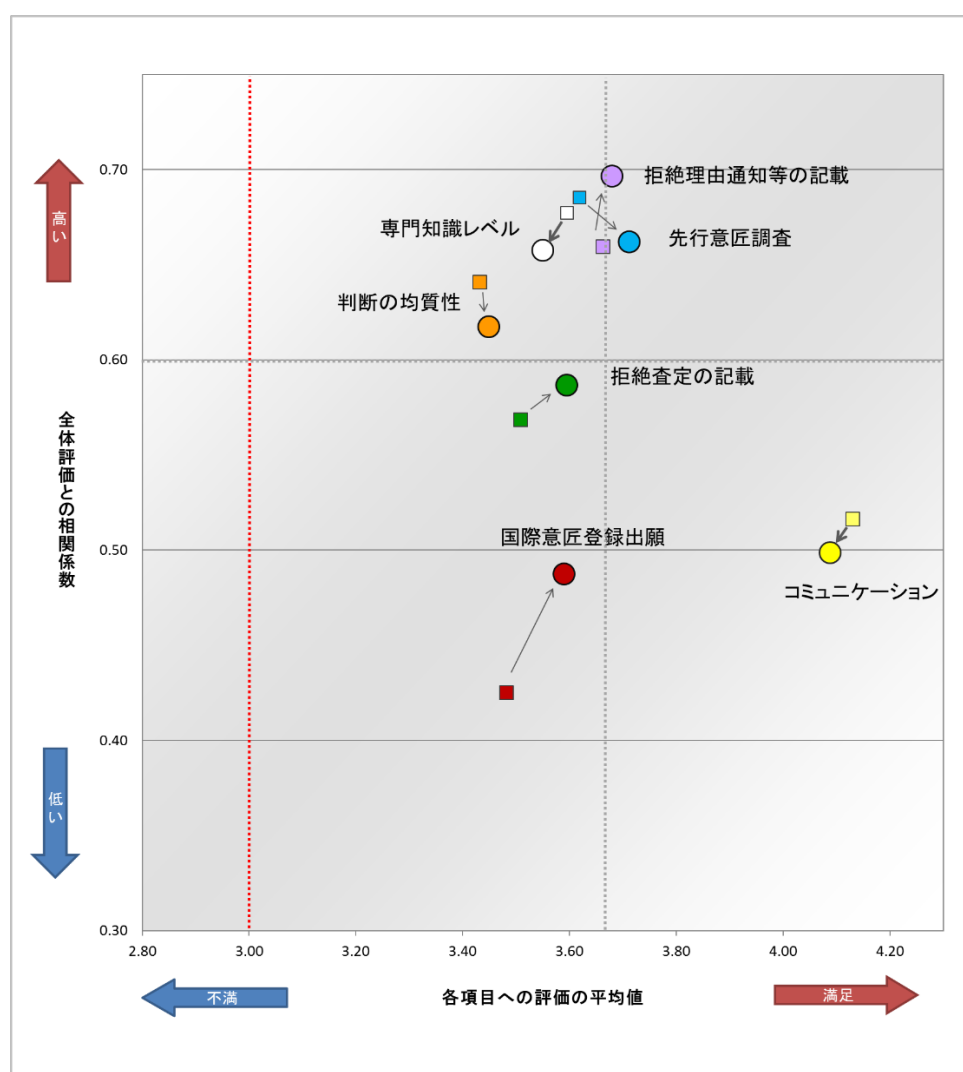


図 20 個別項目の評価と全体評価との相関係数⁷

⁶ 相関係数は1を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

⁷ この図において、上方にある項目ほど全体評価への影響が大きいことを示しています。

（３）評価の向上に向けて取組むべき項目

①昨年度からの取組に対する効果

昨年度の課題として『判断の均質性』と、『拒絶理由通知の記載』を挙げました。

今年度のユーザー評価調査の結果、このうち『判断の均質性』（図６）については、上位評価の割合（46.8%）は昨年度（47.0%）と同程度であったものの、そのうち『満足』との最上位評価（11.3%）が昨年度（9.0%）よりも増加していることから、判断の均質性向上のための取り組みとして行った「平成30年度、平成31年度の改訂意匠審査基準の遵守」が奏功しているものと考えられます。

また、『拒絶理由通知の記載』（図４）についての上位評価の割合は、今年度（56.6%）は、昨年度（59.3%）と比較して微減しましたが、最上位評価の割合は今年度16.8%であり昨年度（12.5%）より顕著に増加しました。平成29年度の調査以降、『拒絶理由通知等の記載』の上位評価の割合は55%から60%程度の高水準で推移しており、意匠審査官が、分かりやすい拒絶理由通知の記載に継続的に取り組んでいる結果が、今年度調査にもあらわれたものと考えられます。

また、この『拒絶理由通知の記載』は、全体評価に対する相関係数が最も高く、（表17）、依然としてユーザーからの求めが大きい重点項目と言えます。

その他、『国際意匠登録出願』は、この項目の調査を開始した平成28年度は上位評価の割合が18.8%、下位評価の割合が37.1%と、下位評価が優位であったものが、年ごとに評価の向上が見られ、今年度においては上位評価の割合は49.2%に増加し、かつ下位評価の割合は僅か3.2%まで減少しました（図10）。この理由としては、例えば、近年の意匠審査基準の改訂等によって、願書及び図面等の記載要件及び審査運用の緩和を図ってきたことの効果が考えられます。

なお、他国特許庁と比較する設問において、「他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点」（表9）として、『拒絶理由通知の記載のわかりやすさ』等他の項目と比して、『実体審査の実施』の項目を選択した回答結果が圧倒的に多くなっていることから、ユーザーが我が国の審査制度を高く評価しているものと言えます。したがって、今後も、審査品質の維持及び向上を図り、ユーザーから一層の信頼が得られるような審査を維持する必要があります。

②今後取組むべき項目

意匠審査に関し、全体評価に対する相関係数が比較的高く、全体評価に影響する項目として、『拒絶理由通知の記載』、『専門知識レベル』、『先行意匠調査』及び『判断の均質性』が挙げられます。これらのうち、相関係数が最も高い『拒絶理由通知等の記載』及び、下位評価の割合が比較的大きい『専門知識レベル』及び『判断の均質性』について、今後取組むべき項目として設定しました。

『拒絶理由通知等の記載』については、上述のとおり上位評価の割合が高水

準で推移していますが、下位評価を受けた調査票の自由記載欄において、創作非容易性の判断におけるありふれた手法の証拠の提示がない、類否判断における判断根拠の記載が不十分な場合があるといった意見も一部みられた⁸ことから、更なる品質の向上を目指して以下の取組を行います。

- ・創作非容易性の判断におけるありふれた手法の証拠の提示や、類否判断における判断根拠を分かりやすく記載することの審査官への周知
- ・当該事項の拒絶理由通知の決裁時及び品質監査における重点確認の実施

『判断の均質性』については、今後も引き続き以下の取組を行います。

- ・平成30年度、令和元年度の改訂意匠審査基準の遵守

『専門知識レベル』については、専門知識レベル向上を目的とし、以下の取組を行います。

- ・審査室の管理職あるいは担当審査官等様々な役職の者による出願人との直接的な意見交換
- ・業界団体等との直接的な意見交換
- ・国内外の各種学会、展示会、セミナー、シンポジウムへの積極的な参加
- ・企業訪問等の現場実習や庁内における技術研修
- ・面接の積極的な実施

さらに、『国際意匠登録出願』については、年々評価が向上していますが、さらにその向上に余地があることから、今後も引き続き以下の取組を行います。

- ・起案前における、決裁者との協議の継続
- ・英語による文章作成能力の強化を目的とした研修の実施

⁸ 3. (1) ④参照

5. 今後のユーザー評価調査に向けて

本調査は、意匠審査の改善点をユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っていますが、今後も、よりの確に皆様からの意見を把握するため、評価をいただく対象者の選定をはじめ、設問の構成や調査票の形式等調査手法について引き続き改良を行います。

また、調査対象案件に関する自由記載欄における意見・要望については、内容を検討・分析し、意匠審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させるとともに、「担当審査官へのフィードバック可」と回答があったものについては、担当審査官へのフィードバック等を行うことにより、引き続き意匠審査の質の向上を図ります。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、意匠審査及びその関連業務の継続的な改善を推進して行くことが必要不可欠です。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

(付録) 令和元年度調査票

【A票】 意匠審査全般の質について																																																				
* 記名または無記名のいずれの回答を希望するか選択してください。 ☐ 記名で回答する ☐ 無記名で回答する * 無記名での回答は、メールアドレス等により回答者が特定される場合であっても、無記名でいただいた回答として集計いたします。																																																				
お名前		企業名																																																		
ご連絡先 (TEL)		メール																																																		
* ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上（記名での回答を希望された場合のみ）、下記【1】～【2】の問いに最近（1年程度）の意匠審査のご経験（審判は含みません）に基づいてお答えください。 * ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただくことがございます。予めご了承ください。 * ご回答の際、内容について代理人にご相談いただいてもかまいません。																																																				
【1】意匠審査の質一般について 1. 最近(1年程度)の意匠審査の質全般（審判を除く）について、どのように感じていますか。 満足 5 ○ 比較的 満足 4 ○ 普通 3 ○ 比較的 不満 2 ○ 不満 1 ○ 2. 最近（1年程度）の意匠審査の質に関し、各項目（1）～（6）の評価についてお答えください。やり取りを行った経験がない場合には「やり取りを行った経験がない / わからない」をチェックしてください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">満足 5 ○</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">比較的 満足 4 ○</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">普通 3 ○</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">比較的 不満 2 ○</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">不満 1 ○</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ （新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>やり取りを行なった 経験がない / わからない ○</td> </tr> <tr> <td>（2）拒絶査定の記載の分かりやすさ （出願人の主張に対する回答の明確さ、的確さ等）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>（3）判断の均質性について （審査官間、物品分野間等）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>（4）サーチ（先行意匠調査）の的確性について （サーチ範囲、参考文献の過不足等）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>（5）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル （意匠の認定の的確性、担当審査官の物品に対する知識等）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>（6）面接、電話等における審査官とのコミュニケーション （対応時の審査官の印象、態度等）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> 3. 最近（1年程度）のハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願に対する我が国の審査の質全般について、どのように感じていますか。 満足 5 ○ 比較的 満足 4 ○ 普通 3 ○ 比較的 不満 2 ○ 不満 1 ○ やり取りを行なった 経験がない / わからない ○ （3. に関する自由記入欄） 4. その他、意匠審査の質に関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄にご記入ください。 （上記1.～3.の項目で「1：不満」または「2：比較的不満」をご回答になった理由や、その他、ご意見・ご要望がございましたら、当欄に併せてご記入ください。） （4. に関する自由記入欄）					満足 5 ○	比較的 満足 4 ○	普通 3 ○	比較的 不満 2 ○	不満 1 ○		（1）拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ （新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等）						やり取りを行なった 経験がない / わからない ○	（2）拒絶査定の記載の分かりやすさ （出願人の主張に対する回答の明確さ、的確さ等）						○	（3）判断の均質性について （審査官間、物品分野間等）						○	（4）サーチ（先行意匠調査）の的確性について （サーチ範囲、参考文献の過不足等）						○	（5）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル （意匠の認定の的確性、担当審査官の物品に対する知識等）						○	（6）面接、電話等における審査官とのコミュニケーション （対応時の審査官の印象、態度等）						○
	満足 5 ○	比較的 満足 4 ○	普通 3 ○	比較的 不満 2 ○	不満 1 ○																																															
（1）拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ （新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等）						やり取りを行なった 経験がない / わからない ○																																														
（2）拒絶査定の記載の分かりやすさ （出願人の主張に対する回答の明確さ、的確さ等）						○																																														
（3）判断の均質性について （審査官間、物品分野間等）						○																																														
（4）サーチ（先行意匠調査）の的確性について （サーチ範囲、参考文献の過不足等）						○																																														
（5）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル （意匠の認定の的確性、担当審査官の物品に対する知識等）						○																																														
（6）面接、電話等における審査官とのコミュニケーション （対応時の審査官の印象、態度等）						○																																														

ここからは、他国に意匠登録出願を行った経験のある方にお伺い致します。

5. 意匠審査の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、下記から選択してください。（複数可）
また、他国の特許庁より優れていると感じる点が特になければ、「特に感じる点はない」をチェックしてください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 実体審査の実施 | ☐ 他国の特許庁で審査を受けた経験がない |
| ☐ 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ | ☐ 特に感じる点はない |
| ☐ 拒絶査定記載の分かりやすさ | |
| ☐ 判断の均質性について | |
| ☐ サーチ（先行意匠調査）の的確性について | |
| ☐ 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル | |
| ☐ 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション | |
| ☐ その他の点（6.（2）の欄にご記入ください） | |

6. 日本と主な実体審査国/地域において**同一の意匠について**権利を取得しようとするときに、以下の各問について、どのように感じていますか。

①USPTO（米国）、②KIPO（韓国）以外について記載する場合は、（2）の自由記載欄にご記入ください。

（1）日本の特許庁より適切な引例が提示されるか

ほとんど提示
されない

時々提示
される

よく提示
される

わからない・経験がない

①USPTO（米国）

☐

☐

☐

☐

②KIPO（韓国）

☐

☐

☐

☐

（2）その他、5.6. についてお気づきのことがございましたら、ご記入ください。

（2）に関する自由記入欄

【2】その他

その他、ご意見・ご要望がございましたら、下記の記入欄にご記入ください。

（自由記入欄）

ご回答ありがとうございました。引き続き、B票のご記入をお願いいたします。

なお、A票について「無記名で回答する」を選択された場合はB票にお答えいただく必要はありません。仮にB票にお答えいただけますと、回答者が登録番号等から判明してしまう場合がございますので、ご注意ください。

【B票】

特定の出願における意匠審査の質について

最近（1年程度）に出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、審査の質に関してお答えいただける場合には、下記の枠内に出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品をご記入の上、ご回答ください。

* 出願番号または登録番号

(意匠に係る物品)

・上記出願の審査に対する評価に関し、下記【1】、【2】についてご回答ください。

【1】担当審査官にも具体的な課題を把握させて、審査の質を向上させるため、回答内容を担当審査官にフィードバックさせていただきます。

☐

担当審査官へのフィードバック不可

満足

比較的満足

普通

比較的不満

不満

5

4

3

2

1

☐

☐

☐

☐

☐

【2】本件意匠出願に関する審査の質についてどのように感じていますか。

【5】または【4】にチェックをされた場合、

満足した点を以下の項目から選択してください。また、具体的な理由を下記の記入欄に記入してください(複数可、任意)。

☐ 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ

☐ 拒絶査定の記載の分かりやすさ

☐ 判断の均質性について

☐ サーチ（先行意匠調査）の的確性について

☐ 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル

☐ 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション

☐ その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）

(記入欄)

【2】または【1】にチェックをされた場合、

1：具体的にどの手続きに不満があったのかをⅠ欄に記載の手続きから選択してチェック（複数可）、

2：チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のA～Kから選択してⅡ欄にチェックしてください（複数可）。

3：その具体的な理由を下記の記入欄に記入してください。

Ⅰ 欄

☐ 拒絶理由通知

☐ 登録査定

☐ 拒絶査定

Ⅱ 欄

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

A：拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない

B：拒絶査定に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない

C：工業上の利用可能性、「意匠」に該当するか否か（第3条1項柱書）に関する説明が十分でない

D：新規性を欠いている理由についての説明が十分でない

E：創作性を欠いている理由についての説明が十分でない

F：創作性における判断の基礎となる資料が必要以上に多く提示されている

G：サーチ範囲・サーチ結果に不満がある

H：登録公報に掲載された参考文献が必要以上に多く提示されている

I：登録公報に掲載された参考文献が少なすぎる

J：面接、電話等における審査官とのコミュニケーションに不満がある

K：その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）

(記入欄)

ご回答、ありがとうございました。